

《当法人における感染防止対策について》

厚生労働省のマニュアルに沿って、感染防止対策の徹底・強化し、各部、拡大防止につとめてまいります。

●職員（同居人含む）は、出勤前の体温計測および、体調不良時の申し出を徹底し、管理者が確実に把握することとします。

（職員及び同居者が37.5度以上の発熱がある場合は、出勤を停止し、体調不良等がある場合は、出勤しないを原則とします。）

また、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意いたします。ここでいう職員とは、利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事

務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとします。

●手洗い・消毒の徹底は当然ですが、公共交通機関での通勤時は、マスクの着用を義務付けています。また、業務中においても、マスクの着用を原則とします。

《マスクおよび消毒液の確保はできております》

●施設と取引がある、委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うこととし、施設内に立ち入る場合については、体温計測、マスクの着用、消毒の徹底いたします。

●訪問等、居宅を訪れるサービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測をお願いします）、発熱が認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえ、適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意することとします。

①地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続することを基本とします。

②基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこととします。

③サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、必要時のエプロン・手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこととします。

●感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めます（手洗い・うがい・マスク・消毒・記録・換気）

皆さまにおかれましても大変ご負担をおかけいたしますが、当法人も更なる対策を講じながら、継続してサービスの提供ができますよう努力してまいりますので、引き続き、感染防止へのご協力とご理解をお願いいたします。

【るぴなすでの対応】

○□手洗いの徹底

休憩前後に手洗いを行なっています。

るぴなすでは手洗いカードを作成し視覚的に分かる様にしています。

○□検温

るぴなすに到着後検温を行なっております

○□お釣りの渡し方の変更

おつりの渡し方を手渡しから

トレイを使ったやりとりに変更しています。

○□換気

全ての換気扇を動作した上で

入り口、裏口の扉も開放し換気しております。

○□送迎車の外気導入

空気のこもりやすい車内において、外気導入にする事により空気が籠りやすさを緩和しております。窓も必要に応じて開けています。

○□買い物カゴの消毒

○□店先へのアルコール設置